

# ＜公金受取口座で市税等の過誤納金を受け取れます！＞

## 公金受取口座とは？

金融機関にお持ちの預貯金口座の情報を、給付金等受取のための口座として、マイナンバーとともに国（デジタル庁）に対して、任意で登録いただくものです。

※本人名義の預貯金口座のみ登録できます。

※1人1口座までです。

※既に登録いただいている方は、マイナポータルで登録口座を確認できます。

## 公金受取口座を利用したいとき

過誤納金還付請求書の「□ 公金受取口座を利用します」の□に「✓」を記入し、返送してください。このとき、振込先欄への記入は不要です。

請求者（納税義務者）本人の公金受取口座への振込を希望する場合のみ利用できます。家族や代理の方の公金受取口座は利用できません。

## 公金受取口座を利用しない・登録していないとき

振込先欄へ、振込を希望する請求者（納税義務者・相続人代表者）名義の口座情報を記入してください。請求者以外の方の口座へ振込を希望する場合は、委任状も記入して、請求書と一緒に郵送してください。

## その他

マイナンバーカードの申請や、公金受取口座の登録方法等につきましては、デジタル庁ホームページや、天童市ホームページをご覧ください。

